

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月28日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第116号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第23条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4項ただし書を削り、同項第1号ア中「4,300円」を「3,700円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、4,300円）」に改め、同号イ中「5,150円」を「4,450円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、5,150円）」に改め、同号ウ中「5,500円」を「4,700円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、5,500円）」に改め、同号エ中「6,800円」を「5,850円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、6,800円）」に改め、同項第2号ア中「3,900円」を「3,350円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、3,900円）」に改め、同号イ中「4,550円」を「3,900円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、4,550円）」に改め、同号ウ中「5,150円」を「4,450円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、5,150円）」に改め、同項第3号ア中「3,550円」を「3,050円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、3,550円）」に改め、同号イ中「3,900円」を「3,350円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、3,900円）」に改め、同号ウ中「4,000円」を「3,450円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、4,000円）」に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月29日から施行する。

(消防局総務部人事課)